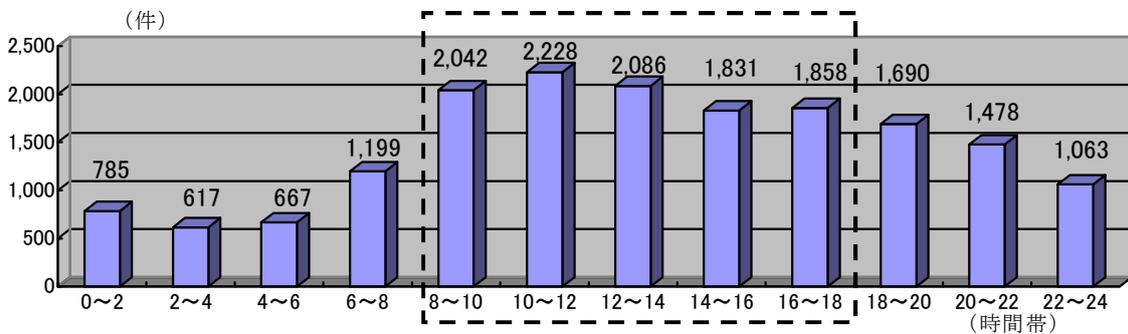


## 日勤救急隊の創設について

### 1 目 的

- ・ 高齢化の進行等に伴い、今後も増え続けることが予想される救急需要（※）をはじめ、新型コロナウイルス感染症に引き続き適切に対応するため、救急需要が集中する平日の日中に活動する「日勤救急隊」を県内で初めて創設するもの
- ・ また、「日勤救急隊」は、今後増員を見込んでいる女性消防職員や再任用消防職員が、より活躍できる職場環境づくりの取組の一つとしている。

※ 【 参 考 】 平日における時間帯別「年間救急出動件数」（令和元年 1 7, 5 4 4 件）  
救急出動件数のうち、約 6 割は平日の日中に発生



### 2 概 要

- ・ 運用開始：令和 3 年 4 月 1 日
- ・ 配置場所：中央消防署（既存の 2 4 時間運用救急隊と日勤救急隊の 2 隊体制）
- ・ 運用日時：平日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- ・ 乗組編成：救急救命士を含む 3 名以上（現職の職員と再任用消防職員で編成）
- ・ 市内の救急隊数：1 4 隊（既存の救急隊 1 3 隊に加え、「日勤救急隊」を配置）

### 3 期待される効果

- ・ 救急出動件数の多い日中に日勤救急隊を増隊することで、救急体制が強化され、現場到着時間の短縮が見込まれるなど、より迅速かつ適切な救急活動につながり、市民サービスの向上が期待される。
- ・ 救急隊の資格を持つ職員が、子育てや介護などを行っている場合でも、日勤救急隊として勤務できるようになり、職員の多様な働き方を実現することにつながる。

#### 【参考】[中核市の導入状況]

7 市（いわき市、船橋市、柏市、豊中市、姫路市、長崎市、宮崎市）